

マル福の制度が変わります

〔平成17年11月1日実施〕

変更点はマル福の範囲 と自己負担額

医療福祉制度（マル福）とは、乳幼児、母子・父子家庭、重度心身障害者、妊産婦の方々が安心して医療を受けられるよう健康保険の自己負担部分を市と県が助成するものです。

今年の11月から県の制度改正に伴い、マル福制度の内容が変わります。主な変更点は、該当範囲が広がることと新たな自己負担の導入になります。

該当範囲については、幼児の範囲が現在の3歳未満から小学校就学前に拡大されますが、常陸大宮市ではすでに今年の4月から県の補助を受けない市単独の制度として県に先行して実施しています。

また、マル福制度全体の安定した運営のためには、負担可能と思われる程度の自己負担が必要との趣旨に基づいて、新たな自己負担額が導入されましたのでご理解をお願いします。新しい制度における自己負担の内容は下表のとおりです。



乳幼児、妊産婦には 外来自己負担が 返還されます

常陸大宮市では、少子化対策の充実に市単独制度として、乳幼児・妊産婦の外来自己負担額を受給者の皆さんに返還することになりました。

その方法としては、医療機関で一度負担していただきますが、その後、市役所で医療機関から届くマル福請求書を集計し受給者が指定している口座に振り込みます。

なお、新たに乳幼児に該当になる方（3歳以上小学校就学前の児童）には10月下旬に医療保険課から手続のお知らせをします。

また、市単独事業として御前山地域を限定して実施している老人医療費支給制度は、平成18年3月診療分をもって廃止することとなりました。

区分	該当の要件	自己負担										
乳幼児	出生の日から小学校就学前の児童	◇外来自己負担（額改定） 医療機関ごとに1日600円、月2回限度（従来は1日500円） ◇入院自己負担（新設） 医療機関ごとに1日300円、月3,000円限度 ◇入院時食事療養費（新設）										
妊産婦	妊産婦の方											
母子・父子家庭	18歳未満の児童または20歳未満の障害児及び高校在学者を監護する母親または父親とその子	<table border="1"> <tr> <td>一般の方</td> <td></td> <td>780円/日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非課税世帯</td> <td>入院90日未満</td> <td>650円/日</td> </tr> <tr> <td>入院90日超</td> <td>500円/日</td> </tr> <tr> <td>70歳以上低所得 I</td> <td>300円/日</td> </tr> </table>	一般の方		780円/日	非課税世帯	入院90日未満	650円/日	入院90日超	500円/日	70歳以上低所得 I	300円/日
一般の方		780円/日										
非課税世帯	入院90日未満	650円/日										
	入院90日超	500円/日										
	70歳以上低所得 I	300円/日										
重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級・3級（内部疾患のみ）、療育手帳A以上もしくは障害者基礎年金1級を受けている方	◇入院時食事療養費（新設） 上の表と同額。 ただし、平成19年3月診療までは半額となります。 ※外来、入院自己負担はありません。										

受給者の皆さんへのお願い

- ◎加入している健康保険が変わったとき、または保険証の番号など内容が変わったときは必ず変更の届けをしてください。
- ◎指定してある口座を変更したいとき、または姓など名義が変わったときも必ず変更の届けをしてください。
- ◎期限の切れたマル福請求書（ピンクの用紙・ブルーの用紙）は使用しないでください。

「お問い合わせ・変更届
・マル福請求書の発行」は市役所本庁医療
保険課または各総合支
所市民課まで